

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成28年4月15日
(平成28年3月受付分)



平成28年3月に岡山市消費生活センターが受け付けした未成年者の契約トラブルは、計7件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆遊具で大けが！注意して遊びましょう

事例1：

滑り台の柵を乗り越えて遊んでいたところ、高さ3メートルから墜落して救急搬送された。胸部と背部を骨折していた。

(当事者 7歳 男児)

事例2：

高さ2メートルの雲ていから手を滑らせて左ひじから転落し、はく離骨折した。前日から雨が降っていて、雲ていは濡れていた。

(当事者 6歳 女児)



✓ アドバイス

- 体を動かして遊ぶことは子どもの心身の発育に重要であり、遊具での遊びもその大切な一部ですが、一方で遊具を使用中に重とくな事故が起こっています。子どもが遊具を使っているときは、大人は目を離さないことが大切です。
- 遊具の対象年齢・本来の遊び方などを守って遊ぶよう子どもに教えましょう。
- 屋外の遊具では、夏には表面の温度が非常に高くなったり、雨に濡れた場合は滑りやすくなったりするものもあります。天候にも注意しましょう。
- 遊具の不具合や破損を見つけたら、使用しないで管理者に連絡しましょう。
- 困ったときには、消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン188)

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第98号」より抜粋

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
14	中学生の息子がスマホでアダルトサイトに登録され、15万円請求された。高額請求については登録前に書かれていなかった。どうしたらよいか。
18	5日前に「国際小包」と書いてある小包が届いた。開封したところピアスが入っていて、書類等は見当たらなかった。覚えがないがどうしたらよいか。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)